

抽出された課題とその対策として意見のあった事項の整理

資料 1

※ 各府省は統計の作成に当たり、自らその品質を保証することが必要。統計委員会及び総務省はそれをサポート。

	抽出された課題の整理（第1回会合の議論の整理）	現在実施中の政府の取組 (第2回会合のヒアリング対象)	左記取組に対する意見等（これまでの会合での議論の整理）
① トップマネジメントの品質管理の重要性の認識	<ul style="list-style-type: none"> ■ 品質確保の重要性に対する幹部の認識 <ul style="list-style-type: none"> ・品質確保に必要な要素としては、S (Safety・安全・疲労) L (Legal compliance・統計法等) Q (Quality・正確さ) D (Delivery・納期) C (Cost・予算) があり、それらの優先順位を明確化すべき ■ 品質優先の組織文化の形成、風通しの良い職場環境の醸成 ■ 品質優先の意識・行動に向けた職員の動機付け、自発性の奨励 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和3年2月「統計行政運営ビジョン」、「政府統計職員の心得」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 品質に対するトップマネジメントの認識を高め、組織内でその認識が共有されるよう、今回の事案を踏まえた幹部を対象とする研修の充実が必要 <ul style="list-style-type: none"> 〔○問題の早期発見・早期対処の重要性 〔○発見・報告者の積極的な評価の重要性 等〕 ⇒ ・幹部研修の充実（誤り発見後の対応ルールを含む）、内容・コンテンツの横展開
② 業務の仕組みの改善(PDCAサイクルの確立)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の中にPDCAの考え方を取り入れ、Plan（目的・標準）の目的・方法を明らかにするマニュアル等を作成し、PDCAサイクルを回して継続的に業務を改善 ■ 標本設計、集計手順など、統計の作成に関する「標準」を示すマニュアル等の整備・共有（マニュアル等は、PDCAを回す中で常に見直し、改善していくことが必要） ■ 標本設計（母集団の定義、標本抽出方法等）、推計方法等の明確な記述、それを踏まえた理論的・実務的な妥当性の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和3年9月「統計作成ガイドブック」（試行版）を策定 ■ 令和3年10月以降、統計作成プロセス診断において要求事項を策定し、試行として統計作成府省のマニュアルの整備状況等を確認 ■ 承認申請等に関する事務マニュアルを全面改正（令和2年9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在進められているPDCAサイクル（統計作成プロセス診断等）の取組の方向性は適切であるが、進捗途上にあるので、承認申請とも連携して重大リスク事案の発生を抑制する体制を目指し、取組の加速化が必要 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・PDCAサイクル（統計作成プロセス診断等）の加速・強化、優良事例・課題の横展開 ・今後の点検の結果を踏まえ、プロセス診断（試行）の実施 ■ PDCAサイクルでは業務標準としてのマニュアル整備（見える化）が必須。現在のマニュアルの整備状況は府省間で精粗に差があり、その改善のため、マニュアル整備のノウハウの共有が必要。このため、統計作成ガイドブックはわかりやすく、実務的なものとし、プロセスの標準化も意識するよう留意。また、各府省のマニュアル整備に当たってはデジタル技術も活用 <ul style="list-style-type: none"> ・重大リスク事案は3H（変化、初めて、久しぶり）で発生しやすいので、手順等の変更時に、業務フロー全体のどの部分に影響が生じるかを整理した上で、その部分のレビューをすることが必要。また、手順から離脱するケースを網羅的にチェックするのは不可能であり、チェック内容や対応方法を決めるなどの重点化が必要 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・今回の事案を踏まえた、統計作成プロセス診断の要求事項や統計作成ガイドブック等の改善・充実 ・統計作成ガイドブック等を踏まえ、各府省においてマニュアル整備の推進 ・マニュアルのデジタル化推進による効率的・効果的な整備・管理 ・業務見直し時における実査に関わる民間事業者・地方公共団体との十分なコミュニケーション ■ 総務省・統計委員会における承認申請時の標本設計、推計方法の取扱いを検討することが必要 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・標本設計、推計方法等について、調査計画への記述方法や事前審査、統計委員会での扱い方等をさらに検討
③ 問題の未然防止、早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調査実務に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・遅延発見への対策、発生時の適切な処理方法 ・回答者の負担や地方公共団体における調査実務への配慮 ■ システム等に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の変更に対応した機動的なシステム改修が行えないという問題（システムの硬直性）がなかったか ・業務内容の変更時における、業務全体のシステムのレビュー（鳥の目、虫の目） <ul style="list-style-type: none"> ←H25の欠測値補完処理の導入時にレビューを行っていれば、二重計上を防げた可能性 ・システムの定期的な見直し ■ 人材に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・専門人材の確保・育成 ・初めての人も育成する「学び」の機会・動機付け ・専門的知見がある者と相談ができる環境・体制作り 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和3年10月以降、統計作成プロセス診断において要求事項を策定し、試行 ■ 令和3年10月以降、統計作成プロセス診断において要求事項を策定し、試行 ■ 令和2年度以降、統計データアナリスト等のレベル別研修コースを開設 ■ 統計作成支援センター（統計業務相談窓口）を令和元年8月に開設 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 集計プロセスやシステム設計の変更が発生した場合等には、エラー発生の未然防止の観点から、情報システム、人手による処理等業務フロー全体のどの部分に影響が生じるかを整理した上で、その部分のレビューをすることが必要。その際、業務フローにおけるプロセスの標準化を意識していくことが重要 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・統計作成プロセス診断の要求事項、統計作成ガイドブック等の改善・充実 ・外注管理等に関する研修、相談体制の充実 ■ エラー等の未然防止、早期発見の観点から、PDCAサイクルの中で、実査に関わる民間事業者・地方公共団体の実施における課題や意見を調査の改善に活かすことが重要 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・統計作成プロセス診断の要求事項、統計作成ガイドブック等の改善・充実 ■ 遅延調査票の取扱いについては、別紙参照 ■ 個別調査における集計システムのエラー・ミスを防止する観点から、集計プロセスで使用するシステムやツールの標準化・共通化が必要 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・集計システムに関する汎用パッケージ等を整備し、政府統計共同利用システムにおいて提供 ■ 調査のデジタル化を通じたエラー発生防止の観点から、オンライン調査のさらなる普及が必要。そのために、調査に共通したプラットフォームの整備・普及が必要 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・e-Surveyを報告者、統計作成者にとってより使いやすい柔軟なシステムに改良し、普及を推進 ■ 研修がより多くの対象者に有効に受講されるよう、業務実態、ニーズ等に応じた研修内容の設定や研修成果の確認等が適切に行われる必要があります <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・受講者のレベルに応じた研修の設定、オンライン研修等の拡充 ■ PDCAサイクル・品質管理等が職場の風土として浸透するよう、この面での研修内容の一層の充実が必要 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・レベル別研修の充実（誤りへの対応、集計・審査関係等の内容強化） ■ 問題発生の未然防止・早期発見の観点から、各府省の日常業務で発生した疑問・懸念等をすみやかに解決できるよう、専門的知見を有する者と気軽に相談ができる環境・体制の充実と、それに関する周知が必要 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・相談体制のさらなる強化、周知・普及 ・統計業務相談に寄せられた相談内容の事例集を作成

	抽出された課題の整理（第1回会合の議論の整理）	現在実施中の政府の取組 (第2回会合のヒアリング対象)	左記取組に対する意見等（これまでの会合での議論の整理）
④問題発見時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 誤り発見後の対応における課題 <ul style="list-style-type: none"> ・誤り発見後の対応ルールの浸透・徹底 ・誤りを発見・報告した者に不利益が生じない環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和元年7月に分析審査官を各府省に配置 ■ 令和2年6月に誤り発見後の対応ルールを策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【再掲】品質に対するトップマネジメントの認識を高め、組織内でその認識が共有されるよう、今回の事案を踏まえた幹部を対象とする研修の充実が必要 <ul style="list-style-type: none"> [○問題の早期発見・早期対処の重要性 [○発見・報告者の積極的な評価の重要性 等] ⇒ ・幹部研修の充実（誤り発見後の対応ルールを含む）、内容・コンテンツの横展開 ■ 統計分析審査官は短期間で配置されたため、担当職員の能力差、活用体制等に府省間で落差があり、これをより有効に機能させるために改善が必要。統計作成プロセス診断（試行）においては有効に活用されている良好な事例も見られることから、そのような事例を参考に改善を進めることが必要 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・統計分析審査官の研修の加速化、良好な事例を府省間で共有 ■ 事後的な検証に必要な情報の保存が必要 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・毎月勤労統計調査の事案の対応として定めた情報保存等のガイドラインに沿って調査票情報や関連情報の保存の徹底を図ることが必要 ⇒ ・併せて、今後、業務マニュアルの整備・更新を着実に定着させていくことが必要との考え方が示されており、統計作成者に、業務マニュアル等に沿った成果物や業務記録の着実な作成を求めることが必要*。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 業務マニュアルに基づく成果物や業務管理上必要される業務記録の内容は、誤りが生じた場合に、遡ってその原因を速やかに分析することにも活用可能。 ⇒ ・これらの取組が誤り発見時の対応にも資することを明確にするため、現在の「誤り発見時の対応ルール」にも、これらの情報の保存をしっかりと位置付ける必要
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後の取組における優先度の考慮 ■ 月次統計の業務スケジュールの時間的制約の考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 承認申請等に関する業務マニュアルを全面改正（令和2年9月） 	